

議案第 1 1 号 調布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

夜間勤務手当に関する資料

1 条例改正の内容

労働基準法において、深夜時間帯（午後 10 時から翌午前 5 時まで）の勤務は 25%分を加算することとされていることから、今回の条例改正により、正規の勤務時間に深夜時間帯が含まれる場合の割増加算（夜間勤務手当）を規定するもの。

2 制度導入後の深夜時間帯の勤務

平日の深夜時間帯（午後 10 時から翌午前 5 時まで）の勤務に従事する場合

	内容
制度導入前	正規の勤務時間（8時30分から17時15分までの7時間45分勤務）に加え、時間外勤務（17時15分から5時00分までの11時間45分勤務）で対応。
制度導入後	上記のパターンに加え、当該日の正規の勤務時間として、午後10時から翌5時までの時間帯を含む勤務の設定が可能。

(例) 避難所対応等、災害発生に伴い平日の深夜時間帯の勤務が必要な場合や、  
工事現場の立ち合いで平日の深夜時間帯の勤務が必要な場合

